

資料 6

総務大臣諮問第 3 1 0 号説明資料

総 郵 信 第 1 1 号

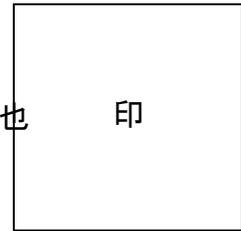
平成 2 0 年 2 月 2 9 日

郵 政 行 政 審 議 会

会 長 森 下 洋 一 殿

総 務 大 臣

増 田 寛 也 印



諮 問 書

総務大臣諮問第 3 1 0 号

赤帽島根県軽自動車運送協同組合（代表理事 内藤 邦雄）ほか 1 者から、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 1 4 年法律第 9 9 号）第 3 3 条において準用する同法第 2 2 条第 1 項の規定に基づき、別添のとおり信書便管理規程の変更の認可申請があつた。その概要は別紙 1 のとおりである。

これについて審査した結果は、別添審査結果（概要は別紙 2）のとおりであり、同条第 2 項の規定に適合しているものと認められる。よって、同条第 1 項の規定に基づき認可することとしたい。

上記のことについて諮問する。

信書便管理規程の変更の認可申請の概要

(注) 網掛部分が今回変更するもの

申請者		赤帽島根県軽自動車運送 協同組合	(有)西原急便	
1	信書便管理規程の目的	○	○	
2	信書便管理者 の選任等	(1) 選任	○	
	(2) 職務	○	○	
3	信書便物の秘 密の保護に配慮 した作業方法	(1) 作業方法の遵守	○	
		(2) 引受け	○	○ (利用者が指定する場所又は 営業所における引受けを追加)
		(3) 送達の途中にお ける滅失及びき 損の防止の措置 等	○	○ (送達に公共交通機関を用い る場合及び事業場において 区分する際の措置を追加)
		(4) 配達	○ (判取りなしの配達方法を 追加)	○ (2号役務に係る送達が遅延 した場合の措置を追加)
		(5) 転送・還付	○	○
		(6) 還付できない信 書便物の管理	○	○
		(7) 事業場内の作業	○	○
		(8) 顧客情報の管理	○	○ (インターネットによる注文 の際の措置を追加)
4	事故発生時の 措置	(1) 事故発生時の 措置	○	
		(2) 捜査機関による 捜査への協力	○	○
5	教育及び訓練	(1) 教育及び訓練の 実施	○	
		(2) 教育及び訓練の 内容	○	○

信書便管理規程の変更の認可申請の審査結果の概要

信書便管理規程の変更の認可申請のあった2者について、審査した結果の概要は、以下のとおりであり、適当であると認められる。

項 目	審査概要	適否
1 信書便管理者の選任等		
(1) 選任	従前と同様であり変更はない。	—
(2) 職務	従前と同様であり変更はない。	—
2 信書便物の秘密の保護に配慮した作業方法		
(1) 作業方法の遵守	従前と同様であり変更はない。	—
(2) 引受け	事業計画に追加された引受けの方法に応じた秘密の保護に配慮した作業方法が明確に定められている。 (変更する事業者 1者)	適
(3) 送達の途中における滅失及びき損の防止の措置等	追加された送達手段（公共交通機関）及び事業場において区分する場合に応じた秘密の保護に配慮した作業方法が明確に定められている。 (変更する事業者 1者)	適
(4) 配達	判取りなしの配達方法、事業計画に追加された2号役務に係る送達が遅延した場合の措置が明確に定められている。 (変更する事業者 2者)	適
(5) 転送・還付	従前と同様であり変更はない。	—
(6) 還付できない信書便物の管理	従前と同様であり変更はない。	—
(7) 事業場内の作業	従前と同様であり変更はない。	—
(8) 顧客情報の管理	インターネットによる注文の際の秘密の保護に配慮した作業方法が明確に定められている。 (変更する事業者 1者)	適
3 事故発生時の措置		
(1) 事故発生時の措置	従前と同様であり変更はない。	—
(2) 捜査機関への協力	従前と同様であり変更はない。	—
4 教育及び訓練		
	従前と同様であり変更はない。	—
5 その他特定信書便事業者の取扱中に係る信書便物の秘密の保護をするものとして適当なものであること		
	従前と同様であり変更はない。	—